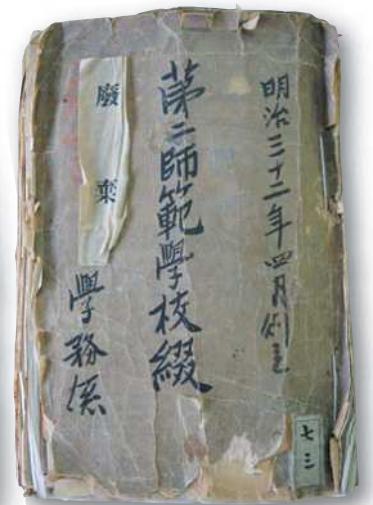
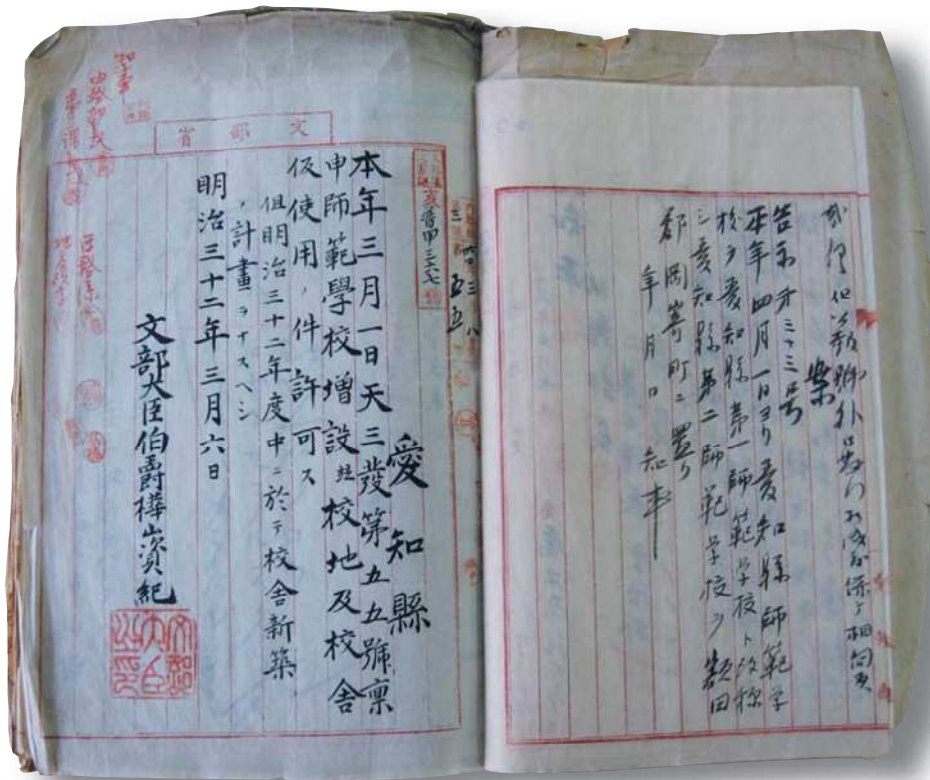


愛知県公文書館だより

目次

第二師範学校綴…………… 1	レファレンスコーナー…………… 4
資料紹介「村方文書と地籍図」…………… 2	明治の新聞記事から…………… 4
古文書解読講座…………… 3	利用案内…………… 4
企画展から「愛知の江戸時代」…………… 3	



(上) 表紙
(左) 愛知県第二師範学校設置に関する決裁文書

「明治三十二年四月創立 第二師範学校綴」

本資料は、明治三十二年（一八九九）四月創設の愛知県第二師範学校設置に関する愛知県内務部第三課学務係の公文書です。内容は文部大臣の学校設置許可書をはじめ、生徒募集、入学試験学科、校舎新築、卒業証書授与、教用図書裁定など同校設立の事情が窺える貴重な決裁文書が綴られています。

従来、教員養成のための師範学校は、一県に一校しか設置出来ませんでした。明治三十年（一八九七）、師範教育令が制定されたことにより複数の設置が認められることになりました。国の方針を受けて、愛知県は増設を決定し、同三十一年（一八九八）に「師範学校増設ノ儀ニ付稟申」を文部省に提出しました。同三十二年（一八九九）三月六日、文部大臣により増設が許可され、従来の愛知県師範学校は愛知県第一師範学校に改称、同第二師範学校が額田郡岡崎町（現岡崎市）へ設置されることになりました。

表紙に「廃棄」の付箋が貼付されているとおり、本簿冊は昭和十三年（一九三八）、現在の本庁舎に新築移転する際、廃棄決定された永年保存文書中の一冊です。同年、愛知県教育会は、本簿冊を含む教育関係の廃棄文書を教育史編纂資料として借用することを県に願ひ出、許可されました（文書課「編纂保存」）。これにより廃棄を免れ、その後愛知県文化会館での保管を経て本館の所蔵となったものです。



―資料紹介―
村方文書と地籍図

幕藩体制下の村々では、検地により石高と田畑の等級が決定しますと、それに応じて年貢が徴収されます。

反当たりの年貢高である「斗代」は、各村の事情や毎年の作柄などに応じて、かなり弾力的な措置が講じられたともいわれています。年貢の納入は、検地帳にもとづき「年貢割付状（免定）」を発給しますが、領主と庄屋・組頭などの村役人との間で、年貢減免の事前交渉がもたれることもあったようです。このようにして課せられた耕地（田



(和田勝佐村免定部分)

畑・屋敷地)への年貢を、「本途物成」と呼びます。

それでは、本館所蔵の「大脇家文書」の中から、その一例として前掲の古文書を読み解いてみましょう。

〈解説文〉

免定

一高四百四拾七石三斗式升五合
和田勝佐村
取米百拾壹石八斗三升式合
当酉より亥迄三ヶ年極免
高式ツ五分取
右庄屋小百姓立合以来無言分様
無高下致割賦急度可皆納也
天保八酉十二月 神源太左(印)
小奥左(印)
右村 庄屋 中
小百姓

上の資料は、天保八年(一八三七)の丹羽郡和田勝佐村のものですが、この村は現在の江南市東部に位置しています。下図は、本館が所蔵するその地籍図です。これは、明治十七年(一八八四)愛知県布達乙第四四号にもとづいて作成されたものではありませんが、土地利用などは当時をうかがい知ることができます。

尾張徇行記によりますと、この村は給人(藩から給知を与えられた藩士の

ことで地頭ともいいます)である成瀬隼人正の一円給知となつていますが、地籍図に見る般若井筋ぞいの新田は、

尾張藩の蔵入地であつたようです。ただ、水損を受けやすく、収穫は不安定だったともいわれています。畑は扇状地に分布し、砂質土壌のため主に茶や桑などを栽培していました。

さて、免定に記載されていることですが、一条目の「高四百四拾七石三斗式升五合」が本高ですので、これが年貢賦課対象となる基準石高です。この年の年貢率は、天保十年(一八三九)までの三年間の極免により、毎年同様の「式ツ五分取」つまり二五割であり、年貢米量は「取米百拾壹石八斗三升式合」となります。この免定はおそらく、成瀬隼人正の給地のもので神源太左・小奥左(欠字になっていますが)の本名は分かりませんが)の両名から、和田勝佐村の庄屋・小百姓あてに出されたものです。

ところで、「式ツ五分取」の年貢率は、歴史の教科書で「石高の四〇割前後(四公六民、五公五民)」を、米や貨幣で領主におさめることが標準とされた」と学んだ者には、少し低いように思われます。

そこで年表を調べてみますと、この年、「世直し風」と呼ぶ暴風雨がこの地方を襲い、「尾張藩では倒壊家屋四万余軒、藩は五千両を領内困窮者に支給」との記述を見つけました。たぶん

そのこともあって、三年間に限り年貢減免がなされたと考えられます。

ただし、年貢免定のあて先が、庄屋・小百姓中であつても、実際は年貢納入を村全体に命じていますので、その村の農民全員に年貢納入の連帯責任を負わせていたこととなります。このような仕組みを「村請制」といいます。



(和田勝佐村地籍図)

年貢免定が村あてに発給されますと、庄屋は個々の農民に年貢を割り付けます。その際には、庄屋・組頭・本百姓が立ち合い、あとで異議のないよう指示がなされます。年貢の納入は数回に分けて行い、そのつど「受取小形」が発行され、すべて完納となりますと「皆済状」が出されました。

このように、古文書や村絵図からは時空を超えて、史実の背景や雰囲気伝わってくるようです。

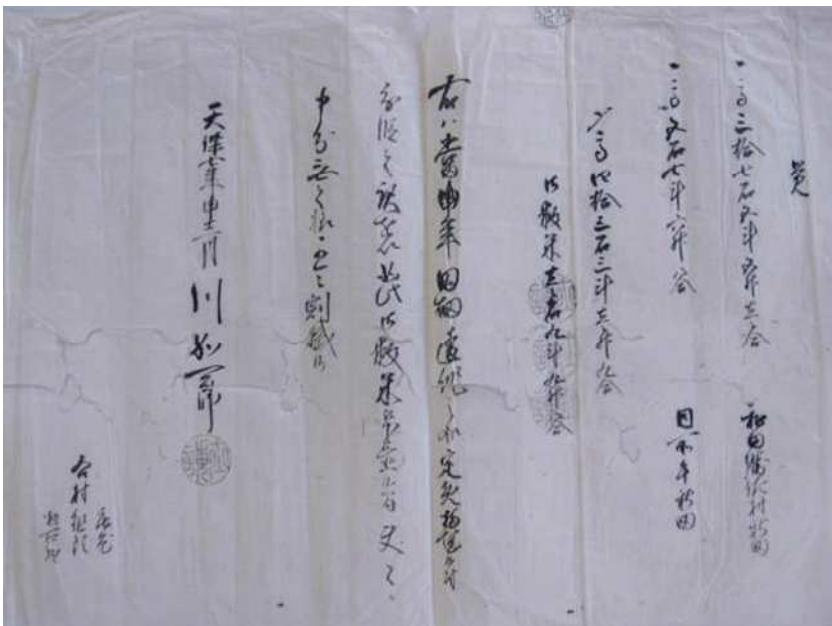
(参考資料)

江南市史・本文及び近世村絵図編

古文書 解説講座

— 大脇家文書 —

本館には、近世の村方文書とよばれる村政に関する文書が収蔵されています。本館所蔵の村方文書には、愛知郡八事村文書、葉栗郡更屋敷村文書、丹羽郡和田勝佐村大脇家文書、愛知郡相原村文書があり、今回の古文書解説講座では、大脇家文書の中から御救米に



「覚」 (御救米)

関する覚(左写真)を取り上げます。大脇家は文化文政期に和田組の庄屋を務めた家であり、大脇家文書は、庄屋文書や寺院関係、家の経営に関するものなど多岐にわたっています。

御救米とは、凶作などによる飢饉の年に、藩から村に出された救済策であり、臨時に米を施与することをいいます。本文書は、小牧代官川崎加一郎が、和田勝佐村庄屋、組頭、惣百姓に宛てた御救米についての「覚」です。最初に和田勝佐村新田、同午新田の石高が記されています。和田勝佐村は成瀬氏の一円給地とされていますが、この新田は小牧代官所支配の蔵入地(藩の直轄地)でした。次に御救米壹石九斗九升八合を与えることが記されています。

天保七年(一八三〇)は、暴風雨など天候不順により「田畑違作」(不作)の年でしたが、年貢率を一定に保つ「定免」を維持したため、特別に御救米を施すので、百姓それぞれに異議が出ないよう割り当てると記載されています。

〈解説文〉

覚

一高三拾七石五斗五升壹合

和田勝佐村新田

一高五石七斗六升八合

同所午新田

一高四拾三石三斗壹升九合

御救米壹石九斗九升八合

右八当申年田畑違作之処、定免持堪候付、別段之訳を以、如此御救米被下置候間、夫々申分無之様、可令割賦候

天保七年申十二月 川 加一郎(印)

庄屋 右村組頭 惣百姓

企画展から「愛知の江戸時代」

十月一日から十一月三十日まで「愛知の江戸時代―村の古文書・古地図から地域の原点を探る」をテーマに、本館展示室において企画展を開催しました。

市町村合併など行政の広域化により、これまでの地域の歴史・文化・伝統への意識の希薄化が心配されていますが、こうした中で今一度郷土に関心を持つてもらうため、地域の原点ともいえる江戸時代の村に焦点を当てて見ました。今回の展示は、本館が所蔵する村方文書を中心に展示しました。構成は

「江戸時代の村」「村の社会生活」「村絵図と地籍図」の三コーナーに分けて、それぞれ関係する江戸時代の古文書や古地図などを展示し、解説文や解説文を付けて分かりやすい展示に努めました。



展示室の様子

「江戸時代の村」では、尾張藩藩撰村絵図、「尾張御行記」を展示し、村の姿を紹介しました。「村の社会生活」では、五人組、御触、江戸時代の農業、年貢、困窮する村方、村民の管理、騒動・訴訟、村の教育文化の各小テーマに関する古文書を展示しました。「村絵図と地籍図」では、同じ村の江戸時代の絵図と明治十七年(一八八四)の地籍図を同時に展示し比較して、より正確な近世村落の景観が復原出来ることを紹介しました。見学者の方からは、「短いコーナーの中にも内容が充実しており素晴らしいものだった」「とても興味深い展示だった」などの感想が寄せられ、大変好評でした。

レファレンスコーナー

Q 戦後、愛知県に紙芝居業者の条例があったと聞きました。その条例について知りたいのですが。

A 公文書館の所蔵資料検索システムで探してみましよう。条例の名称は分かりませんが、紙芝居業者ということなので、件名目次に「紙芝居」と入力し、検索します。本館の場合、五件ヒットしましたが、このうち、「愛知県紙芝居業者条例」が「条例原本」（昭和二十五年）にあることが分かりました。この「条例原本」は、県議会での議決を受け、議長から送付された条例について、知事が署名、公布したものです。ちなみに条文の第一条には、「この条例は紙芝居業者（以下業者という。）の資質の向上をはかりもつて児童の福祉に寄与するために、紙芝居の健全な発達を期することを目的とする。」とあります。戦後のまだ娯楽の少ない時代に、紙芝居に集まってくる子どもたちのいきいきした表情が目につかぶようですね。

条例は県の公報に đăng載しますから、「愛知県公報」からこの条例にたどりつくこともできます。「愛知県公報目録」から探すことになりませんが、公布の時期が分からないと見つけるのに少し時間がかかります。なお、本館では、昭和二十九年以前の県公報はマイクロフィルムでの閲覧となります。（検索はホームページからもご利用いただけます。）

明治の新聞記事から

本館では公文書の他に、マイクロフィルムに収められた昔の新聞も所蔵しています。一番古いものは明治四年（一八七二）の「名古屋新聞」で、名古屋における最初の新聞でしたが、この新聞は二年後には廃刊になりました。この第一号の記事の内容を紹介します。



（名古屋新聞第四号表紙）

旧来の陋習（ろうしゅう）を除き、新しい知識を広めるのが本意であるとの「緒言」に続き、学校（中学、義学、女学）開校の記事、岩倉遣欧使節に関する天皇の御布告書の写、高野山と大峯山の女人登山の解禁、外国人御雇教師が古今和歌集の講説を受けたという記事のほか、四件の三面記事が掲載されています。最後に、新旧貨幣の相当表と明治四年（一八七二）十一月中旬現在の物価表があります。発行は月三回の半紙六葉で、表紙には定価二銭半となっています。

昔の新聞を読み、時代の風を感じるのもおもしろいと思います。昭和十七年（一九四二）八月分までマイクロフィルムで所蔵していますので、是非ご利用ください。

利用案内

＊ 開館時間および休館日 ＊

午前9時～午後5時
（休館日）土曜日・日曜日・国民の祝日
年末年始・春季整理期間

＊ 交通機関 ＊

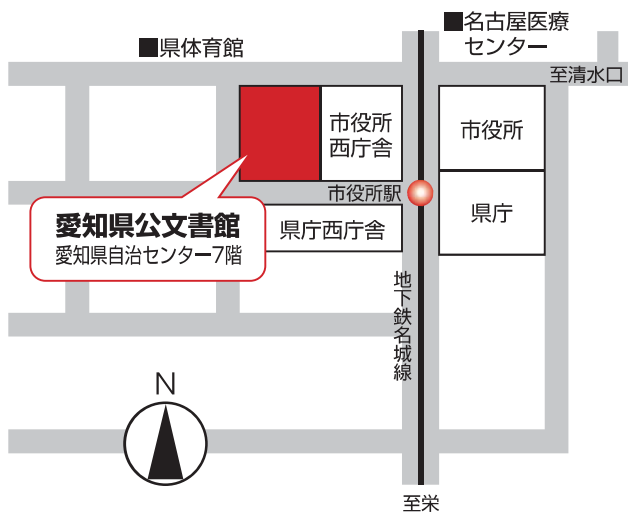
地下鉄名城線「市役所」下車 5番出口
市バス「市役所」下車
名鉄バス「県庁前」・「市役所」下車

＊ 利用方法 ＊

- ・資料の閲覧は無料です。
- ・閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入のうえ、受付に提出してください。
- ・所蔵資料の複写にも応じています。（有料）
※一部複写できないものがあります。
- ・館外貸出は行っていません。

＊ 展 示 ＊

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。



愛知県公文書館
愛知県自治センター7階

愛知県公文書館だより 第十二号
平成十九年十二月二十五日
編集発行 愛知県公文書館
〒四六〇一〇〇〇一
名古屋市中区三の丸二一三二一
愛知県自治センター内
電話 〇五一（九五四）六〇二五
FAX 〇五一（九五四）六九〇二
電子メール kobunshokan@pref.aichi.jp



県花 かきつばた

ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>